

新潟家庭裁判所委員会(第32回)議事概要

第1 日時

令和2年2月6日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

第2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】(五十音順, 敬称略)

今井和桂子, 斎藤美智子, 斎藤有子, 園原敏彦, 高木伸幸, 中野康典, 馬場幸夫, 日根裕子

【委員以外の裁判所出席者】

山川勇人裁判官, 山崎明郎首席家庭裁判所調査官, 中嶋伊都子首席書記官, 福島達夫次席家庭裁判所調査官, 久代佳正次席家庭裁判所調査官, 笹川藤範次席書記官, 寺澤英記事務局長, 齊藤昭彦事務局次長

第4 テーマ

少年の再非行防止に向けた取組について

第5 議事

1 新委員からの自己紹介

2 委員長の選出

委員の互選により, 園原敏彦委員(新潟家庭裁判所長)を選任した。

3 テーマについて

委員長から, 本日のテーマの設定趣旨について説明があった。

4 テーマに関する説明

裁判所出席者から, 統計数値を用いて刑法犯少年数や再非行少年数について説明した後, SNSを利用した新たな非行類型とそれに対する家庭裁判所の教育的措置の現状を解説した。

5 意見交換

(委員)

教育的措置の種類の説明で, 家庭裁判所調査官による面接指導という話があったが, 具体的にどのようなことをされているのか。

(裁判所出席者)

具体的な例示を示した方が分かりやすいと思うので、万引きをして家庭裁判所に来た少年がいたと想像して話を聴いてもらいたい。

家庭裁判所に来た少年に対して最初にすることは、どのようなことを考えて裁判所に来たのか話してもらうように言葉を掛けることである。少年自身、どうしてこうなってしまったのか自分なりの考えがあると思うので、それを話してもらうところから始め、保護者とはどのようなことを話し合ってきたか等を聴いている。家庭裁判所に来ることは特別なことかもしれないが、それを少年自身あるいは家庭ではどのように考えて今日に至ったか、少年の立場に立って話を進めることが中心となる。

少年と家庭裁判所調査官との面接の中で、自分にはこんなところがある、保護者からこのように怒られた、自分もここが悪いと思い保護者に対してこのように謝ったなどという話題が出ることもある。そうしたときは、気付いているところを認めて、「気付いているね。」と言葉を掛けることもある。

万引き事件では、事件を起こしてから少し期間をおいて家庭裁判所に送致されることが多く、自分で問題に気付いている少年も少なくない。そのような場合は、事件を起こしてから家庭裁判所に来るまでの期間に、少年と保護者との間で行われたやりとりを確認し、次の生活につなげていくような指導をしている。場合によっては、家庭裁判所に送致されるまでの間に、学校を辞めたり、新たに就職したりする少年もいるので、少年の受け止めや社会への適応状況等を確認することもある。

(委員)

刑法犯の少年数は減っているが、再非行率は相対的に減ってはいないという話があったが、SNSを利用した少年の再非行数は多いのか。おそらく、SNSを利用した犯罪は軽い気持ちでやる人が多いと思うので、家庭裁判所調査官をはじめ、色々なところで指導されると、ある程度はそこで再犯は抑制されるのではないかと考えるが、実際はどうであるか。

(裁判所出席者)

先程の説明は刑法犯少年の内の再非行数であるため、SNSを利用した犯罪が必ずしも刑法犯ではないこともあり、再非行率とリンクしない部分もある。

また、家庭裁判所としてどういった教育的措置をしたらいいか検討の最中であることもあり、現在行っている教育的措置が再非行防止につながっているか把握が難しい状況である。

(委員長)

前任の東京家庭裁判所は、おそらく全国でもSNSやスマートフォンを使った非行が多い裁判所であると思う。

SNSやスマートフォンを使った非行には大きく二つのタイプがある。一つは特殊詐欺に関わる少年たちであり、もう一つはSNSを通じて誤った性知識、あるいは異性に対する歪んだ認知を作って非行に及ぶものである。そして、いわゆる新しいタイプの性非行的なものは、少なくとも東京家庭裁判所の数年の傾向でいうと再非効率はそれほど高くないと思う。少年は、検挙後、家庭裁判所で正しい知識を付与され指導を受ける。保護者のスマートフォンのフィルタリングに対する意識が低いことは全国的に見られるが、保護者へもフィルタリングについて適切な指導をする。こうしたことで、経験的にも再非効率は減っているだろうと思われる。

もっとも、特殊詐欺の受け子や出し子等に関わった少年の中には、再非行をする少年が一定数いるように感じている。

(委員)

看護協会の取組の一つとして、思春期の子ども達の相談窓口をやっている。そうした中で歪んだ性知識や誤った知識を持っている、特に男の子になるが性欲のコントロールが上手くいかないなどという相談もある。

相談の先に少年事件が起きる可能性があること等、先ほどの説明の中で新しい情報をいただき勉強になった。家庭裁判所とこうしたつながりがあることは有意義である。

ところで、看護師である医務室技官が常駐して保健指導をしているとあったが、どのような指導をしているか。具体的な事例や傾向が分かれば、入口相談の段階で生かされることもあると思うので、お聞かせ願いたい。

なお、協会の相談でも他者を理解することや性と向き合うことを大事にして行っている。

(裁判所出席者)

新潟家庭裁判所の医務室技官は、パワーポイント等を使用しながら、医学的な問題点について分かりやすく説明するなどしている。例えば、泌尿器科の医学知識を活用して正しい知識付与を行うと、少年達は驚き、止めないといけないと考えていくようである。そこで、自分の体を大切にすることを中心に、男女が愛し合う中での性行為や子どもが出来なくなるなどの危険性等について教えたり、少年の性的嗜好等を正常な方向に向かわせたりするような働き掛けをしている。

(委員)

相談員も医師からの知識や実際の外来の子どもの患者さんの事例を踏まえて研修しており、共通するのだなと感じた。

(委員)

統計数値によると、ネットでのトラブルを経験した子どもの割合について、ずいぶん高い数値が示されていると思う。この子どもたちの割合の中で、ネットに関係した犯罪に巻き込まれたり、あるいは巻き込まれそうになったりしたという統計数値はあるか。

(裁判所出席者)

そうした統計数値は把握していない。しかし、警察庁生活安全局少年課から「少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況」という統計が毎年出ている。その中の「SNSに起因する被害状況等」と題した項目で、SNSに起因する被害児童数の推移、同児童のアクセス手段や同児童のフィルタリング利用状況についての統計数値がある。この数値がネット関係の犯罪に巻き込まれた少年数の参考になると思うが、この数値自体がどのような性質のものか統計上のコメントがないので、これをどのように活用していくか、ここから何を読み取ることが大事なことだと思う。

(委員長)

迷惑防止条例違反と聞くと、電車内の痴漢行為が頭に浮かぶと思う。しかし、ここでは接触しない、盗撮系といったイメージをしていただきたい。児童ポルノ関係でもSNSを通じて被害者と直接会っていない、そういった意味で接触をしないようなタイプの犯罪をイメージして説明したことを御理解いただけたらと思う。

(委員)

家庭裁判所として再非行をどう防止するかという場面は、既に犯罪が行われているため、その犯罪において、今回のテーマのSNSがどういう役割を果たしているかについて、その人ごとに考えなければいけないと思う。SNSが利用されたといっても、原因になった、犯罪が行われるきっかけになった、犯罪が行われるに当たってハードルが低くなった、その場がSNSであった、たまたまスマートフォンであったなどといったように色々な関わり方があると思う。その関わり方に応じた少年審判がなされなければ、犯罪にSNSが悪用されることが増加していると言ってもあまり意味がないと思う。SNSをテーマとして考えるのであれば、SNSがどういう役割を果たしているのかという点を追及しなければいけないのではないかな。

迷惑防止条例違反の盗撮の話があったが、それは身近にあるカメラがスマートフォンだったということが多いのだと思う。盗撮した以上に、それをネットにあげて脅迫したなどの犯罪につながっていくのであれば、それは違った捉え方をすべきだろうし、当該少年の行動にSNSがどういう役割を果たしたか具体的に考えなければいけないと考える。

(裁判所出席者)

今言っていたように、児童ポルノの提供といった形に止まらず、脅迫につながり、脅迫事件として送致されることもある。そうした事件は新しいタイプの非行かもしれないが、もっと違うところの問題も考えられる事件なので、SNSとは別の面でもアプローチはしている。例えば、脅迫する相手との間に人間関係がどのように築かれているのか、それがどのように崩壊してきているのかについて、少年と話したり、保護者がどのように受け止めているのか確認したりするなどの調査をしていく。その上で少年にとって何が課題なのかを考えるため、確かに、必ずしもスマートフォンやSNSとの付き合い方だけが問題ではない場合もある。

(委員長)

少年事件は基本的に個別処遇なので、SNSやスマートフォンがその非行でどういう役割を果たしたのか、それに対してどういう働き掛けをしたらいいのか、個性に応じた個別的なメニューで対処していくといった観点を我々も強く

意識しなければいけないと御指摘を受けて再度認識した。

インターネットやSNSは全てが悪というわけではなく、非常に利便性が高まるという良い点もある。非行や犯罪につながることはないように、地域社会や大人として、どんな対応をするように心掛けたら良いか意見があればお聞かせいただきたい。

(委員)

市役所で子育て支援を担当している。子育てにおいてもSNSで子育てをしないように勧めており、言葉が話せない赤ちゃんにも積極的に話しかけることが言葉の発達には大事である。そのためにも二歳児までは、子どもにスマートフォンなどを見せることは控えることをお勧めしている。そのような中でこの機会に他の委員の方の意見を教えていただきたい。

(委員長)

1日の内、寝ている以外の時間をずっとスマートフォンに充てている少年もいる。それに対して上手く指導できない家庭も多い。インターネットやSNSの適切な利用というのは大人でも難しいと思うが、大人の立場として、少年少女に対してどんなことができるだろうか。

(委員)

SNSでどういうことが起きているのか自体も分からない保護者の方も結構いると思う。学校や地域等の色々な場面で、保護者に対してのリテラシーというものもやっていく必要があるのではないか。SNS関係で犯罪が起きて、よく分からない保護者も多いのではないかという危惧もある。

実際にSNS関係の事件が起きた際、保護者の認識はどの程度のものが多いのか。

(裁判所出席者)

フィルタリングをしていない状態のスマートフォン等を少年に与えている保護者が多い印象である。そして、「まさかそのようなところにアクセスしているとは思ってもいなかった。」という声もよく聞く。

しかし、インターネット等に対する知識を持っている保護者は多く、少年に改めて学校のインターネットリテラシー授業を受けさせるなどして、事件後に何らかの対応をする家庭も多い。

親が心配して働き掛けると、「真面目に授業を聞くか。」と少年の気持ちが改まり、効果が上がることもある。どのようなタイミングで親子がきちんと話し合うことが良いかという点も問われる問題だと感じる。

(委員)

報道機関としては事件の度に警鐘を鳴らすようにしている。「消える SNS」と新聞記事にあるように、時間を調整して SNS を消すといったことを少年が行っているが、そうしたことができることを保護者や大人がどこまで承知しているのだろうかという疑問を感じる。報道機関としても、SNS が犯罪の温床となることについて、詳細に伝えていく必要があると思う。

しかし、こうした犯罪を引き起こさないための根本は家庭にあるのではないかと感じる。長岡市の中学 3 年生が成績の改ざんを行った事件について、これは想像になるが、親の過度な期待に応えられないために行ったという可能性も考えられる。大麻の事件の少年もどうしてそういったところに入っていったのか、家庭内でどうだったのか、親が子どもとどのように向き合い本音で話し合ったのか、そうしたところが解決しなければ、いくら規制を強化しても SNS 等に関する非行を無くすのは難しいのではないかと思う。

事件を起こした側ではないが、小学校 6 年生の子が SNS で知り合った大人に連れて行かれたという事件も最近あった。インターネット上で「#家出」と調べると色々と情報が出てくる。こうした情報によって、少年が結果的に犯罪に巻き込まれたり、また知らず知らずに犯罪に加担したりすることにつながる。少年が何故そういうところに関わりを持ってしまったのか、根本の原因は何かを突き詰めていかないと、再犯も含めて非行を抑制するのは難しいのではないかと感じる。

(委員長)

SNS 等を利用した非行があったということで保護者を呼ぶと、家庭内でのコミュニケーションが上手くいっていなかったり、親が少年に対して過剰な期待や規制をしていたりと適切な親子関係が構築できていないケースを発見することも実際あるのではないか。

(裁判所出席者)

新しいタイプの非行に限ったことではなく、それまでの親子関係の積み重ね

にたまたまスマートフォン等が入ったため、問題が加速したり、子どもたちの関係に親の目が向き難くなったりということがある。先にあるのは親子関係のコミュニケーションにあるので、親子関係に焦点を当てて改善していくことで、スマートフォンやSNSの利用の改善につながることもある。

(委員長)

家庭裁判所調査官は親子関係のコミュニケーションの改善にどのような働き掛けや助言を行っているのか。

(裁判所出席者)

他の家庭が行っている少年と保護者との約束、例えば、コミュニケーションが取れていない家庭の場合には、リビングに何時までいるようにするとか、食後何時までは自分の部屋に行かないといったこと、スマートフォンが問題となっている場合は、スマートフォンを持って自分の部屋に行かないとか、リビングにスマートフォンを置いて就寝するといったことを例示として示し、あなたの家はどうですかと尋ね、問題点や改善の余地を聞き出している。

(委員長)

新潟家庭裁判所では新潟家庭少年友の会と協力して、清掃活動や社会福祉活動を行っている。少年の再非行防止の取組の一つとしてここで紹介したい。

(裁判所出席者)

新潟家庭裁判所では、教育的措置の一環として、新潟家庭少年友の会と共に少年と保護者を清掃活動に参加させることがある。清掃活動には、一般市民や大学の学生ボランティアも参加しており、大勢で和気あいあいと行っている。ゴミ拾いは宝探しのような感覚にもなるので、夢中で行う少年も多い。また、清掃活動中は「こっちにゴミがあるよ。」等と声を掛け合いながら行うので、少年にとっては、自分の知らない大人が声を掛けて助言をしてくれるという良い体験にもなっている。少年は声を掛けられることでモチベーションが上がり、「沢山探すことができたね。」と褒められることで自尊感情を高めている。清掃活動後の感想文では、非行をしたと思えないような、いきいきした内容を記載する子もいる。

また、清掃活動ではなく、お年寄りの施設等で社会奉仕活動をさせることもある。感謝の気持ちを伝えてもらった経験が少ない少年は、社会奉仕活動中に

「ありがとう」と言ってもらうことがすごく嬉しいと感じるようである。少年によっては、裁判所が知らない間に施設に顔を出していた子もおり、驚かされつつ、少年にとっては良い経験だったのだなと実感させられる。

(委員)

私は新潟家庭少年友の会に入っているが、タイミングが合わず、まだ付添人活動をしたことがない。

付添人活動をしたことのある新潟家庭少年友の会のメンバーから、施設等に行った少年がお年寄りと触れ合うことで、「その日は楽しかった。」、「何だか良かった。」という感想を持ったという話を聞いたこともある。

新潟家庭少年友の会の付添人活動は、途中で少年と連絡が取れなくなるなどのトラブルもあると聞くと、少しでも御役に立てるようにと参加している。

(委員長)

特殊詐欺の受け子や出し子をする少年の特性として、共感性に乏しく、被害の実感を持ち難いということがある。そうした少年への働き掛けとして、高齢者施設で社会福祉活動を行わせると、こういうおじいちゃんやおばあちゃんに迷惑を掛けたのだと実感し、共感性が養われるということがある。SNSを利用して集まり、特殊詐欺を行ったという意味では新しいタイプの非行ではあるが、従前からある教育的措置と複合的にやってみると効果が発揮されることもある。

新潟県内でもSNS等を利用した事件は実際に起きている。地域社会あるいは大人として、子どもたちを健全に育成していく責任がある立場から、今後もこのような機会を設けて御意見をいただきたい。

第6 次回のテーマ及び期日

(委員長)

次回のテーマと期日については、欠席された委員の方も含め、改めてお諮りした上で決定する。